令和3年度 騒音障害防止のためのガイドライン見直し検討会 第1回議事要旨

○開催日時 : 令和3年7月27日(火)10:00~12:00

○開催場所 : TKP 品川カンファレンスセンター カンファレンスルーム 6 D

及び WEB 方式

○出席者

委員(50音順、敬称略)

安福 愼一

井上 仁郎

大屋 正晴

岡本 和人

菅 晃

國谷 勲

佐藤 恭二

柴田 延幸

清水 英佑

和田 哲郎

オブザーバー

土屋 良直

厚生労働省

高倉 俊二 (労働衛生課長)

搆 健一 (労働衛生課主任中央労働衛生専門官)

中原 勇太 (労働衛生課係員)

事務局

中央労働災害防止協会

○議題

- 1)検討会設置要綱について
- 2) 座長、座長代理の選出について
- 3) 検討会の進め方について
- 4) これまでの調査結果等の説明
- 5) 等価騒音レベルの基準について

○資料

- 1-1. 令和3年度騒音障害防止のためのガイドライン見直し検討会 設置要綱
- 1-2. 同 委員名簿
- 1-3. 「騒音障害防止のためのガイドライン見直し検討会」の進め方について(案)
- 1-4. 「令和2年度騒音作業場実態把握に関する検討事業」実施結果報告書

1-5. 行政要請研究報告書(騒音障害防止対策に関する調査、令和 2~3 年度)

○参考資料

- 1-1. 「騒音障害防止のためのガイドラインについて」 平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 546 号
- 1-2. 「騒音障害防止のためのガイドライン」パンフレット(令和2年4月)
- 1-3. 騒音対策に関する関係法令

○議事

- ●検討会設置要綱(資料 1-1) について事務局から説明し、要綱に基づき清水委員が座長に選出され、柴田委員が座長代理に指名された。
- ●現行の「騒音障害防止のためのガイドライン」の内容及び今回の見直しの趣旨目的について、厚生労働省から説明がなされた。
- ●これまでの調査結果として、厚生労働省から令和2年度委託事業報告書(資料1-3)について、柴田委員から行政要請研究報告書(資料1-4)について、それぞれ説明が行われた。

このうち資料 1-3 については、①騒音健康診断実施事業場へのアンケート調査の結果、 ②騒音作業場への現場調査(測定)の結果の説明がなされた。

また、資料 1-4 については、①諸外国における職場の騒音ばく露許容基準、②国内の騒音性難聴の症例及び事例報告に関する文献調査、③騒音性難聴の認定事例に関する調査の結果の説明がなされた。

- ●検討会での検討事項として次の5項目について事務局より提案がなされ、議論の結果、 提案どおり了承された。
 - (1) 等価騒音レベルの基準の取扱いについて
 - (2) 対象作業場の範囲について
 - (3) 騒音特殊健康診断について
 - (4) 騒音ばく露レベルの把握と措置等について
 - (5) その他(聴覚保護具、労働衛生教育等)について
- ●これまでの調査結果や本検討会での検討事項に関して、次のような意見があった。
 - ・現行のガイドラインは作業環境に着目した管理となっているが、調査結果を見ると個 人の作業やばく露に着目した管理も必要。
 - ・現在の騒音健康診断では早期発見につながらない部分もあり、見直しが必要。
 - ・アンケート調査の回答は製造業が8割以上を占めるが、騒音性難聴の労災認定の約半数は建設業(うち半数はトンネル工事)となっている。建設業などの有期事業では健康診断報告が出にくいこと、また、トンネル工事以外の建設業では、騒音作業に常時性がないとして騒音健康診断を行っていない事例もあるのではないか。
 - ・騒音測定等で新たな手法を導入する場合には、現場で実施可能かを十分に検討する必

- ●検討事項5項目のうち「(1) 等価騒音レベルの基準の取扱いについて」を検討した。厚生労働省から、現行ガイドラインの基準が、85dB(A)、3dB刻みを基本としていること、主要国や学会が示す基準に沿っていること等の説明があり、現行基準を維持することでよいかどうかの問いかけがあった。審議の結果、現行基準の基本的な考え方を維持すること、基準を満たす場合でもより低減化に努めるべきことで了承された。
- ●等価騒音レベルの基準に関して、次のような意見があった。
 - ・オランダで80dB 基準があるなどを除き、学会や多くの国で85dB をばく露基準として 採用している。米国 OSHA で90dB, EU で87dB などばらつきはあるが、現行基準はこ うした流れに沿っているものと言える。なお、WHO が示す公衆ばく露の80dB という 基準があるが、音楽を自分で聴く際などに用いられる。
 - ・建設現場での敷地境界の騒音規制基準は85dBであり、都道府県別の条例でも地域の 区分が定められており、安易な変更は望ましくない。
 - ・聴力保護の観点からは、85dB は安全な基準ではないことから、例えば80dB なども何らかの形で示したほうがよいのではないか。
 - ・騒音のデシベル表示は均等目盛でないことに留意が必要。85dB を 82dB とするために 騒音源の機械運転を半分にしなくてはならないというもの。
 - ・騒音レベルをより低くすることは望ましいが、設備対策のコストが莫大であるため基準を下げたとしても、実際に対策が可能かという問題がある。
 - ・作業環境としての騒音レベルが高く低減化が困難な場合、耳栓を適切に着用すれば個人ばく露を大幅に低減できる。その範囲でより低い騒音レベルを目指すことは可能だが、適切に着用できるか、教育が重要となる。